

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「100分の140」を「100分の150」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の80」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

○ お問い合わせ先            職員課給与係（内線246）